

(一社) 福島県バスケットボール協会大会開催ガイドライン 令和3年度第2版

1. はじめに

- (1) 本ガイドラインは、県大会・各地区大会およびカップ戦・フェスティバル大会に適用する。カップ戦・フェスティバル大会を開催する際は、事前に県協会と開催地区協会、所属部会または連盟に要項とともに連絡をする。
- (2) 本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合には改訂を行うものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症は、以下のような感染予防に努めても、誰にでも感染リスクがある。感染者が出た場合は、感染していることへの差別、誹謗中傷、不当な取り扱いがないよう十分に配慮、徹底する。
- (4) 感染力が強いウイルスがまん延し、さらに、新種のウイルスが発生している現状を踏まえ、感染対策を再度徹底する。主催者は参加者に感染対策を徹底する意識を持たせる。。

2. 大会前について

- (1) 大会2日前からは濃厚接触者判定を避ける意味でも、自チーム以外との対外試合を行わない。(48時間ルール)
- (2) ワクチン接種を推奨はするが強制するものではない。ワクチン接種に関しては、高熱などの副反応(発熱が参加可否の判断)等を考慮し競技会・講習会の1週間前には接種しない。

3. 以下の事項に該当する場合は入場しない

- (1) 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)。
- (2) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる。
- (3) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。

4. 体育館に入場する際の注意事項

- (1) 必ずマスク(不織布マスクを推奨)を着用する。
- (2) 検温をする。
- (3) 健康チェックシート2週間分を記入し提出する。(チェックシートは3ヶ月保存)。
- (4) 選手は必ず大会参加同意書を提出する。
- (5) 入場の前に手指消毒をする。
- (6) 主催者が示す注意事項を遵守する。
- (7) 観客については原則無観客とするが、有観客とする場合は制限を設ける(チーム関係者何名までなど、観客席やギャラリーによりソーシャルディスタンス2m少なくとも1mは確保できる人数とする。)。入場の際は健康チェックシートを提出する。

5. 体育館内での注意事項

- (1) マスクの着用やソーシャル・ディスタンス確保の徹底、基本的な衛生エチケットを遵守する。
- (2) こまめに手洗い、手指消毒をする。「手洗いは30秒以上」などの掲示をする。
- (3) 更衣室は、換気扇を常に回し、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。密にならないよう配慮し着替えを終えたら速やかに退室する。
- (4) トイレの後は手洗いをしっかりする。
- (5) 水分補給以外の飲食は、指定された場所以外ではしない。

6. 試合での注意事項

- (1) アップは屋外を原則とし、屋内でのアップはストレッチのみとする。
- (2) 前試合のハーフタイムでの練習はしない。
- (3) 試合終了後、選手が退場した後に次のチームの選手が入場する(入口と出口を分ける)。
- (4) コート上でチームメイト、審判員と会話する際にも距離についてしっかりと配慮する。
- (5) 試合前後または試合中に握手、ハイタッチ、抱擁等の接触は避ける。
- (6) ボトル、タオル等は他の選手と共用しない。
- (7) 指導者、スタッフ、ベンチに座る選手はマスクを着用し、できるだけ間隔を空けて座る。
- (8) 試合終了後は、T.O., 補助員等の業務がなければ速やかに退場する。
- (9) チームのゴミは各チームで、個人のゴミは各自で必ず持ち帰り適切に処分する。
- (10) チームベンチの消毒は使用したチームが消毒液、除菌シート等を準備し行う。ゴミ等はチーム責任で持ち帰り処分する。

7. 主催者側の注意事項

- (1) 大会・活動の可否判断をガイドラインや大会要項に記載する。目安としては、大会参加チーム数の10%以上の辞退チームがあれば大会中止を検討する。
- (2) 無観客または有観客（入場制限）については、要項等に明記し周知をする。
- (3) 試合と試合の間は、除菌作業も含め20分程度空ける。
- (4) U12・U15・U18ではコロナウイルス対策等の業務は成人の関係者が責任者となり対応する。
- (5) マスクの着用、手洗い、手指消毒、ソーシャルディスタンス等の注意事項の掲示をする。
- (6) 会場の備品、ドアノブ、トイレ等の消毒をこまめにする。
- (7) 試合間、ハーフタイム等ができるだけ換気をする。
- (8) 審判は、原則1日1試合とする。（主催者との協議による。）
- (9) 帰宅後14日以内に運営に関わった人の中から感染者が出た場合は、(一社)福島県バスケットボール協会に報告する。また、参加チームの申込み責任者にその旨伝える。
- (10) 陽性者及び濃厚接触者が判明した時の大会継続の判断手順については、大会前に取り決めておき、参加チームに周知する。
- (11) 選手、チームスタッフに陽性者及び濃厚接触者が判明し、大会を棄権するチームに対して処分は行わない。

(一社) 福島県バスケットボール協会
会長 佐藤 洋光